『民法５契約』正誤表

2024 年 6 月 17 日

本書第 1 刷（2022 年 9 月 30 日発行）において以下の誤りがありましたので，お詫びして訂正いたします。

■11 頁表中「第１編第１章「法律行為」」を「第１編第５章「法律行為」」に修正します。

■82 頁　○解除権発生後の目的物の損傷等　１行目「Ａの原状回復義務」を「Ｂの原状回復義務」に修正します。

■83 頁 4 行目　「後者は解除の不発生」を「後者は解除権の不発生」に修正します。

■84 頁 POINT4　2 行目　「①全部債務不履行の場合」を「①全部履行不能の場合」に修正します。

■130 頁 CASE7-9　3 行目「甲の乗りごごち」を「甲の乗りごこち」に修正します。

■157 頁表中「使用貸借」 誤：要物契約 正：諾成契約

■179 頁　○有益費償還請求権　３・４段落目を以下に差し換えます。

この場合，賃借人は，賃貸人に対し，①自分が実際に支出した額か，②賃借物の価値の増価額か，賃貸人が選択したいずれかの償還を請求することができるとされています。

これによると，❷では，B は，A に対し，賃貸借契約の終了を待って，①断熱材工事のために自ら支出した費用 500 万円か，②工事による甲建物に現存する価値の増加額か，A の選択に従い，いずれか低額の支払を求めることができます。

■239 頁下から 2 行目　「599 条」を「559 条」に修正します。

■248 頁　(1)特約による帰結の段落５行目
「特約により完成建物の所有者とされた A に対し、」を「完成建物の所有者となった D 又は A に対し、」と修正します。

■265 頁　〇解除と損害賠償の要否 この箇所の 11 行を，以下の通り修正します。

〇解除と損害賠償の要否

ただし，委任契約を解除した者は，次の場合には，相手方に生じた損害を賠償しなければなりません。

①相手方に不利な時期に委任契約を解除した場合（651 条 2 項 1 号）。例えば，Case13-12 では，契約を途中で解除されたことによって B が被った損害，つまり，委任契約が解除されなければ B が得られたであろう利益から，B が委任事務を処理しなくて済んだことによる利益を引いた金額を賠償しなければなりません。

②委任契約が委任者のみならず受任者の利益になっている場合（651 条 2 項 2 号）。ただし，ここでの「受任者の利益」が「報酬がもらえる」という利益のみの場合には，損害を賠償する必要はありません。

①，②の両方の場合ともに，やむを得ない事由があって委任契約を解除したときには，損害を賠償する必要はありません。